

絆ネットところ（MCS）運用ポリシー

一般社団法人 所沢市医師会

所沢市医師会では、日本エンブレース株式会社が提供する MCS (Medical Care Station) を ICT を活用した在宅医療・介護情報連携システムとして採用しています。

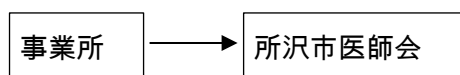
本運用ポリシーは、所沢市医師会が「絆ネットところ（MCS）」を利用する上でのセキュリティに関するポリシーをまとめたものです。

「絆ネットところ（MCS）」利用上の留意事項を含みます。

<別紙様式 1> 「絆ネットところ（MCS）」利用申込書

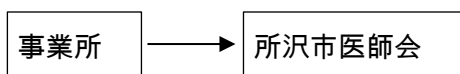
医療機関、介護施設等の事業所が「絆ネットところ（MCS）」を利用するために、「絆ネットところ（MCS）」多職種連携参加メンバー（ユーザー）が ID を登録申請するための申込書です。事業所ごとに、利用するスタッフ分も含め申込みすることができます。

医師会に申し込んだ後、医師会が申込書を取りまとめて株式会社日本エンブレース（MCS の運営会社）に ID 登録代行申込みを行います。



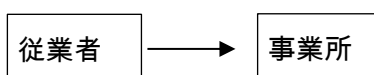
<別紙様式 2> 「絆ネットところ（MCS）」利用に係る連携守秘誓約書

「絆ネットところ（MCS）」を利用する事業所が、医師会宛てに提出する守秘誓約書です。事業所責任者が、記名、捺印後、医師会へ提出します。



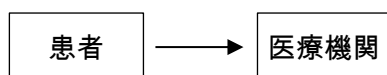
<別紙様式 3> 業務情報保持に関する誓約書

「絆ネットところ（MCS）」を利用する事業所管理者が、所属する従業者と取り交わす誓約書です。



<別紙様式 4> 在宅医療における個人情報使用同意書

「絆ネットところ（MCS）」を利用する医療機関が、患者や家族と取り交わす患者同意書です。



<別紙様式 5> 「絆ネットところ（MCS）」従事者登録変更通知書

「絆ネットところ（MCS）」利用についてすでに登録済みの事業所において、従事者の追加、削除、登録内容の変更が生じた場合は、事業所責任者が速やかに所沢市医師会に提出する書類です。



※事業所等は医療機関等を示す。

※所沢市医師会の MCS 担当事務局は医療介護連携支援センターとする。

ICT を活用した在宅医療・介護情報連携システム

絆ネットところ（MCS）運用ポリシー

（目的）

第1条 この運用ポリシーは、所沢市医師会における ICT を活用した在宅医療・介護情報連携システム、絆ネットところ（MCS）で使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、絆ネットところ（MCS）を適正に利用することに資することを目的とする。

（法令及びガイドライン）

第2条 事業者は医師法、薬事法、個人情報保護法等の各種法令を遵守し、以下のガイドラインおよびガイダンスを十分理解したうえで、絆ネットところ（MCS）を利用することとする。

- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 最新版
- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス 最新版

（利用申込）

第3条 新たに絆ネットところ（MCS）を利用する事業所は所沢市医師会に対して「利用申込書」及び「連携守秘誓約書」を提出し、絆ネットところ（MCS）の適正な運用に努めるものとする。

（利用申込書・・・別紙様式1、連携守秘誓約書・・・別紙様式2）

（連携元事業所）

第4条 患者の情報共有を行う場合は、該当する患者を管理する医療機関（かかりつけ医が所属する医療機関）が「連携元事業所」となり、患者情報の管理及び「連携元及び協力事業所」の多職種連携参加メンバーの管理を行う。

（連携元事業所の責務）

第5条 連携元事業所は、以下の業務を行う。

- ・絆ネットところ（MCS）の患者グループの登録及び削除
- ・絆ネットところ（MCS）の患者グループへの多職種連携メンバー（以下「ユーザー」）の招待及び解除

（患者同意）

第6条 連携元事業所は、絆ネットところ（MCS）の患者グループで情報共有を行うにあたって、患者もしくはその家族と「患者同意書」を交わし、双方が所持するものとする。

（患者同意書・・・別紙様式4）

（MCS 管理者の設置）

第7条 事業所の管理者は、必要な情報にアクセスが許可されている従事者だけがアクセスできる環境を維持するために、絆ネットところ（MCS）の管理者を設置し、絆ネットところ（MCS）の管理運用を行う。

（MCS 管理者の責務）

第8条 事業所の MCS 管理者は絆ネットところ（MCS）の適正な利用がされるように、以下の業務を行う。

- ・絆ネットところ（MCS）の患者情報、個人情報等の管理全般
- ・絆ネットところ（MCS）で利用するIT機器の管理
- ・絆ネットところ（MCS）のIDの管理
- ・絆ネットところ（MCS）の各グループに招待されたメンバーの招待の承認及び解除
- ・絆ネットところ（MCS）の事業所内スタッフの登録及び削除

(スタッフ誓約書と教育)

第9条 事業所管理者は、絆ネットところ（MCS）を利用する従事者と守秘義務に関する誓約書を交わすとともに、MCS 管理者及び多職種連携参加メンバーに対して定期的に教育を行うこと。なお、既に守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合は、省略できるものとする。

(従事者誓約書・・・別紙様式3)

従事者誓約書の記載内容のポイントは以下のとおりである。

- (1) 従事者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者等の個人情報のみならず、事業所内で知り得た業務に関連する一切の情報をも許可なく漏えいしてはならない。
- (2) 退職後も、知り得た情報を漏えいしない。
- (3) IT機器について、適切な取扱い及び管理を行う。
- (4) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。
- (5) 患者その他の第三者のプライバシーその他の権利を侵害するような行為を一切しない。

(絆ネットところ（MCS）利用上の留意事項)

第10条 連携元事業所、MCS 管理者及びユーザーは【絆ネットところ（MCS）利用上の留意事項】に留意して、絆ネットところ（MCS）を利用する。

(ID・パスワードの管理)

第11条 MCS の ID 及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払ってユーザー個人が管理し共有しない。
- (2) 一つの ID を複数人で共有しない。
- (3) パスワードは、英数混合8ケタ以上とし、定期的（最長で2か月に1回）に必ず変更する。
- (4) 利用が終わったら必ずログアウトする。
- (5) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。
- (6) スマホやタブレット、パソコンなど、利用するすべての端末にはロックをかける。

(IT 機器のセキュリティ対策)

第12条 IT 機器のセキュリティ対策については、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) 情報機器に対して起動時パスワード（英数混合8文字以上）を設定すること。
設定にあたっては推定しやすいパスワードを避け、定期的にパスワードを変更すること。
- (2) 情報機器には定められている以外のアプリケーションをインストールしないこと。
たとえば、ファイル交換ソフト（Winny 等）をインストールしないこと。
- (3) 情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。
- (4) ブラウザは ID やパスワードを記憶する設定にしないこと。
- (5) MCS の操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロードや、コピー、スクリーンショットの取得を行わないこと。
- (6) リモートワイプサービスを利用することを検討。
- (7) 緊急回線停止サービスを利用することを検討。
- (8) 端末管理・利用者管理（MDM）サービスを利用することを検討。
- (9) 情報及び情報機器を持ち出す場合には、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的、期間等を書式で MCS 管理者に届け出て、承認を得ること。
- (10) BYOD（ユーザー個人所有の端末の業務使用）を許可するかどうかは、事業所ごとの判断となるが、紛失時等の情報漏洩リスクを考慮し、同様の運用を行うものとする。

(その他)

第13条 その他、この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、事業者がこれを別に定めることができる。

附則

1. この規程は平成29年7月7日から施行する。

【絆ネットところ（MCS）利用上の留意事項】

（１）連携元事業所

- ・絆ネットところ（MCS）で患者単位のグループを作り、それぞれの患者ごとにアクセスする必要がある事業所内外の医療介護従事者のみを招待して患者単位のチームを作る。１つのグループで１人の患者を運用する。
- ・連携元事業所は、該当するユーザーが辞めた時や担当から外れた時には、スタッフ削除や参加している患者グループのメンバーから解除するなど適切な処理を行う。また定期的に、患者グループごとに、参加しているメンバーが適切であるかどうかの精査を行う。

（２）MCS 管理者

- ・MCS 管理者は、絆ネットところ（MCS）を利用しなくなった患者について、「保管機能」を使って速やかに保管庫に移す。
- ・MCS 管理者は、絆ネットところ（MCS）の安全かつ適正な運用管理を図り、ユーザーの不正利用が発生した場合等は、そのユーザーのMCSの利用を制限もしくは禁止する権限を有する。
- ・MCS 管理者も、以下に示す 絆ネットところ（MCS）ユーザーの利用方法を遵守する。

（３）MCS ユーザー

- ・情報セキュリティに十分に注意し、絆ネットところ（MCS）の ID やパスワードを事業所スタッフを含む利用者本人以外の者に利用させたり、情報提供してはならない。
- ・患者グループに招待を受けたユーザーは、自分がその患者グループに参加することがふさわしいかどうかを判断してから、招待の受理を行う。
- ・各患者グループへの書き込みは、その患者に関することのみとし、別の患者の情報を書き込まない。
- ・各患者グループへの書き込みは、絆ネットところ（MCS）の位置づけを十分理解した上で、適切な範囲内での情報共有の場として利用する。
- ・絆ネットところ（MCS）のグループごとに常にだれが参加しているのかをわかりやすくするために、絆ネットところ（MCS）の個人設定で、スタッフごとにプロフィール、顔写真を登録する。
- ・自分が担当からはずれた時には、該当する患者グループから、すみやかにメンバーから「解除」を行う。
- ・事業所を辞めた時など、絆ネットところ（MCS）を利用する必要がなくなった時は、事業所から貸与されている端末があれば返却し、スタッフ誓約書に基づいて、必要な手続きを行う。
- ・絆ネットところ（MCS）ユーザーは、書き込みに際して、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行って、入力情報に対する責任を明示すること。
- ・絆ネットところ（MCS）ユーザーは、与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないこと。
- ・絆ネットところ（MCS）ユーザーは、絆ネットところ（MCS）のシステム異常を発見した場合、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかに MCS 管理者に報告し、その指示に従うこと。
- ・絆ネットところ（MCS）ユーザーは、不正アクセスを発見した場合、速やかに MCS 管理者に連絡しその指示に従うこと。